

主 文  
本件控訴を棄却する。理 由

本件控訴の趣意は、弁護士諏訪雅顕、同石原寛、同青木英憲が連名で提出した控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、検察官加藤康榮作成名義の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

そこで、記録を調査し、当審における事実取調べの結果をも加えて検討する。

一 事実誤認の論旨について

論旨は、要するに、原判決は、被害児童の各証言（証人に対する尋問調書をいう。以下同じ。）中、その一部の信用性を否定し、原判示第一に関しては、Aが自慰行為をしている最中に被告人がバイブレーターのスイッチを操作したとの事実を認めるとは困難であるとし、原判示第二に関しては、Bがバイブレーターを用いての自慰行為を開始する前に被告人が同女に対し自慰行為をするよう勧めた事実や、同女が自慰行為をしている最中に被告人が自らバイブレーターを同女の性器に挿入したとの事実を認めるとはできないとしているにもかかわらず、被害児童の各証言に基づいて、A及びBがそれぞれバイブレーターを自己の性器に挿入して自慰行為をした旨の事実を認定しているが、右の点に関する被害児童の各証言に信用性はなく、バイブレーターはただ性器の付近にあてていただけであって、これを性器に挿入した事実はないから、原判決にはその点で事実誤認があるというのである。

しかしながら、Aは、いわゆる性具である電動バイブレーター（以下「バイブレーター」という。）の卵型の部分が半分くらい性器の中に入り痛かった旨を明瞭に証言しているところ、その内容は、詳細かつ具体的で迫真性に富んでおり、他方、翌朝再度被告人からオナニーをするように言われたときは、バイブレーターをパンツの中には入れたが性器の中には入れなかった旨を区別して証言しているのであって、反対尋問にも揺らいでおらず、その信用性に問題は認められない。また、Bは、バイブレーターを性器の中に入れたところ痛かった旨を明瞭に証言しているところ、その内容は、詳細かつ具体的で迫真性に富んでおり、バイブレーターを使うのを断ると先生の機嫌が悪くなると思った、身体にふとんがかかっているも挿入したふりをしてごまかすことはできなかった旨を率直に述べているのであって、反対尋問にも揺らいでおらず、その信用性に問題は認められない。さらに、A及びBが、実際には存在しなかった事実を捏造してまで虚偽の証言をする動機も認められない。そして、Aの証言を事件当時被告人方に一緒にいた女子中学生Cの証言と対比すると、両者が共通して体験した事実に関する限り、両証言は基本的に符合しており、また、Bの証言を事件当時ホテルDと一緒にいた女子中学生Eの証言と対比すると、両者が共通して体験した事実に関する限り、両証言は基本的に符合しているのであって、A、Bの各証言は、現場に居合わせた第三者によっても裏付けられていることになり、その信用性に対する疑問は生じない。原判決は、「弁護人の主張に対する判断」の項二において、括弧書きで、原判示第一につき、Aが自慰行為をしている最中に被告人がバイブレーターのスイッチを操作したとの事実を認めるとは困難であり、原判示第二につき、Bがバイブレーターを用いての自慰行為を開始する前に被告人が同女に対し自慰行為をするよう勧めた事実や同女が自慰行為をしている最中に被告人が自らバイブレーターを同女の性器に挿入したとの事実を認めるとはできない旨を説示しているが、これらの点に関しても被害児童の各証言の信用性に問題は無いと認められ、右説示は誤りであるから、この説示を援用して被害児童の証言全体の信用性を争う所論は採用できない。

以上のとおり、被害児童の各証言は、その信用性に格別の問題はなく、十分これを信用することができるのであって、右両名がそれぞれバイブレーターを自己の性器に挿入して自慰行為をした事実を認めるに十分である。その他記録を検討しても、原判決が摘示する罪となるべき事実については、その認定に誤りは無い。論旨は理由がない。

なお、原判決が認めなかった所論指摘の前記各事実は被告人にとって不利益な事実であるから、被告人のみが控訴を申し立てている本件の訴訟経過にかんがみ、以下においては、右各事実を捨象して検討を進めることとする。

二 法令の解釈適用の誤りをいう論旨について

論旨は、要するに、（1）児童福祉法三四条一項六号にいう「淫行」に含まれる性交類似行為とは、男女間の性交に類似する行為であって、児童の行為の相手方として第三者が登場し、その第三者との間で肌の接触がある行為であり、かつ、その

行為が児童の健全育成を著しく阻害することとが明らかでない限り、右の「淫行」は、児童の心身に与える有害性が認められ、実質的に性交と同視し得る程度の行為、すなわち男女間の性交を模した、あるいは性交を連想させるような姿態で手淫・口淫行為や同性愛行為等の性交類似行為をも含む」として、基本的には当裁判所と同様の見解に立った上、その具体的な適用として、「性交類似行為は、通常は相手方となるべき人間の存在が予想されていると考えられるが、相手方が存在せず行為者が単独で行う場合においても、単に行為者が素手で自慰行為をするなどの行為に止まらるのではなく、例えば人間の姿形を模して造られた器具を用いて自慰行為をし、あるいは女性が男性性器を模して造られた器具を用いてこれを自己の性器にあてがい又は性器に挿入するなどの方法で自慰行為に及んだときは、これをもって性交類似行為に出たといえる」との解釈を示している。この解釈によれば、性交類似行為には必ずしも相手方の存在を必要としないことになるが、本件は、性交類似行為の相手方として被告人が存在した事案であるから、原判決の右解釈の当否について更に立ち入って検討を加えるまでもなく、原判決の各行為が児童福祉法三四条一項六号にいう「淫行」の要件を充たすとした原判決の結論に誤りはない。

1 「淫行」について（所論（1））  
児童福祉法三四条一項六号にいう「淫行」には、性交そのもののほか性交類似行為をも含むものと解される（最高裁判所昭和四七年一月二八日第一小法廷決定刑集二六卷九号六一七頁参照）。ところで、同法は、すべての国民は、児童が心身と健全に健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならないこと、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことをもって、児童の福祉を保障するたための原理とし、この原理は、すべて児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならないことと規定している。そして、同法三四条は、このような基本理念に基づいて、児童を保護するための各各種禁止行為について規定しているが、なかでも同条一項六号は、児童が精神的にも肉体的にも性的に未成熟であるため、そのような児童に淫行をさせる行為は児童の心身に与える有害性が特に大きいとみて、これを規制する趣旨であるとして、児童の相手方がバイブレーターを自らの手で児童の性器に挿入する行為が性交類似行為に当たることは、多言を要しないが、仮に相手方が自らの手でバイブレーターを児童の性器に挿入しない場合であつても、バイブレーターを調達して児童に交付し、た上、自己の面前において児童をしてこれを性器に挿入させると、児童の心身に与える有害性は異なるものと認められるのであつて、性交類似行為に当たると解するのが相当である。

本件においては、被告人は、被害児童に対し、自ら購入しておいたバイブレーター一を示し、スイッチを操作するなどしてその使用方法を説明した上、これを自己の性器に挿入して自慰行為をするよう勧め、よつて、同児をして、被告人も入っている同じこたつの中に入れた状態で、右バイブレーターを自己の性器に挿入し、挿入しめして自慰行為をさせ（原判示第一）、あるいは、被害児童に対し、自ら注文して入手したバイブレーターを示し、スイッチを操作するなどしてその使用方法を説明した上、同児がこれを使用するであろうことを承知しながら、これを同児に手渡し、よつて、同児をして、被告人も入っている同じベッド上の中、右バイブレーターを自己の性器に挿入して自慰行為をするに至らしめた（原判示第二）というのであつて、右のようなる被告人と各被害児童との間の行為が前記性交類似行為、すなわち「淫行」に該当することは明らかというべきである。

ところで、原判決は、前記「淫行」について、「男女間の性交に限らず、児童の心身に与える有害性が認められ、実質的にみて、性交と同視し得る程度の行為、すなわち男女間の性交を模した、あるいは性交を連想させるような姿態で手淫・口淫行為や同性愛行為等の性交類似行為をも含む」として、基本的には当裁判所と同様の見解に立った上、その具体的な適用として、「性交類似行為は、通常は相手方となるべき人間の存在が予想されていると考えられるが、相手方が存在せず行為者が単独で行う場合においても、単に行為者が素手で自慰行為をするなどの行為に止まらるのではなく、例えば人間の姿形を模して造られた器具を用いて自慰行為をし、あるいは女性が男性性器を模して造られた器具を用いてこれを自己の性器にあてがい又は性器に挿入するなどの方法で自慰行為に及んだときは、これをもって性交類似行為に出たといえる」との解釈を示している。この解釈によれば、性交類似行為には必ずしも相手方の存在を必要としないことになるが、本件は、性交類似行為の相手方として被告人が存在した事案であるから、原判決の右解釈の当否について更に立ち入って検討を加えるまでもなく、原判決の各行為が児童福祉法三四条一項六号にいう「淫行」の要件を充たすとした原判決の結論に誤りはない。

所論のうち、「淫行」には、児童の行為の相手方として第三者が登場することを取り要する旨をいう点は、そのように解されないことは、後記2において述べるとおり



感じたことから、被告人の言に従い、被告人の面前において、こたつの中に下半身を入れた状態で、原判示第一のおり、バイブレーターによる自慰行為をした。Bは、事件当時は、同中学校三年生で、二年生のとき以来、被告人から週一時間英語の授業を受け、また英語係として英語研究室に出入りしており、本件前にその同級生である前記Eと被告人方に遊びに行ったことがあった。その際、被告人は、兩名に対し、酒を勧めるとともに飲酒し、セックスやオナニーの話をし、深夜のホテル街に連れて行ってホテルの外観を見せ、「今度は入ろう。」などと言った。平成七年四月二十九日、再び被告人方を訪れた兩名に対し、被告人は、酒を勧めるとともに飲酒し、同行してきていた男子生徒二名を帰宅させた後、B及びEの兩名に対し、オナニーやバイブレーターの話をした上、翌三〇日午前三時ころ、兩名を連れていわずにラブホテルであるホテルDのG号室へ入った。被告人は、同室内において、兩名に客室備付けのアダルトビデオを見せ、さらにセックスの話をするなどして、その性的好奇心をあおった。すると、Bは、ベッドで手指を用いて自慰行為を始めしたが、さらに被告人は、ホテルのフロントにバイブレーターを注文して入手し、兩名にこれを示し、スイッチを操作するなどしてその使用方法を説明した上、Bがこれを自己の性器に挿入して自慰行為をするであろうことを承知していながら、これを同兇に手渡した。Bは、このバイブレーターを使わざるを得ない状況にあると感じたことから、被告人の面前において、ベッド上のふとんの中で、原判示第二のおり、バイブレーターによる自慰行為をした。

〈要旨〉右の事実関係によれば、要するに、被告人は、中学校の教師という生徒への強い立場を利用して、その生徒である女子中学生にバイブレーターを与えて淫行を勧め、同兇をして淫行をするに至らせ（原判示第一）、また、同じく中学校の教師という生徒への強い立場を利用して、その生徒である女子中学生にバイブレーターを入手した上その使用方法を説明して手渡し、同兇をして淫行をするに至らせた（原判示第二）ものであって、まさに児童に対し事実上の影響力を及ぼして児童が淫行することに原因を与えあるいはこれを助長する行為をし、それが淫行をする行為に包摂される程度を超えていたことが認められるから、右各行為が児童福祉法三四条一項六号にいう淫行を「させる行為」に該当することは明らかである。そして、被告人の右各行為は、社会的に強く非難されるべき当罰性の高い行為であって、所論のうち、その当罰性が高くないかという点も、失当である。

#### 4 まとめ

以上のとおり、原判決が摘示する各罪となるべき事実は、当裁判所の以上の見解によっても児童福祉法六〇条一項、三四条一項六号違反の罪を構成すると解するのが相当である。その他所論に即し逐一検討しても、原判決の法令の解釈適用に誤りがあるとは認められない。論旨は理由がない。

#### 三 量刑不当の論旨について

本件は、中学校教諭である被告人が、その教え子である女子中学生二名に対し、それぞれバイブレーターを提供するなどして被告人の面前で自慰行為をさせ、もつて、児童に淫行をさせる行為をしたという事案である。教職にある者が教え子に対して行ったものである点において、まことに犯情悪質といわなければならない。若い被害者の心身に与えた悪影響は、計り知れないものがある。ところで、原判決は、「量刑の事情」の項において、被告人に有利な事情の一つとして、「本件各行為は自己の性欲を満たし、あるいはわいせつ目的に出たものとは認められない」旨説示しているところ、右は、被告人が本件各被害児童に対し、性交や強制わいせつ行為に及ぶことを企図していたものではないという限度では相当であるが、本件各犯行は、その内容、そこに至る経緯及び周辺事情に照らし、思春期の女子中学生に対する低俗な性的興味を動機とするものと認められ、教育の名に値するよきなものでないことは明白であって、その動機において酌むべきものはなんら認められない。所論は、本件各犯行が被告人の正当な教育信条の延長線上の行為であつたかのようにいうが、失当である。また、被告人は、原審において、本件各行為につき道義的には反省していると述べているが、捜査段階、原審及び当審を通じ事実関係について供述するところをみると、自ら犯した行為について真実反省しているのかどうか甚だ疑わしい。以上のような諸事情に照らし、被告人の刑責は重大である。

そうしてみると、被告人が約一五年間勤務してきた中学校教諭の職を懲戒免職されていること、これまでに前科がないことなど被告人のために酌むべき諸般の情状を考慮しても、被告人に対し懲役二年、執行猶予三年の判決を言い渡した原判決の量刑が重過ぎて不当であるなどとは到底いえない。論旨は理由がない。

よって、刑訴法三九六条により本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 佐藤文哉 裁判官 金山薫 裁判官 永井敏雄)